

(公社)京都市観光協会・(公財)京都文化交流コンベンションビューロー
新型コロナワクチン職域接種実施に対する支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図ることを目的に、職域接種を実施する(公社)京都市観光協会又は(公財)京都文化交流コンベンションビューローの会員に対して、事業に係る経費の一部を支援する助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものである。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、助成金の申請時において、公益社団法人京都市観光協会(以下「当協会」という。)又は公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローの会員であり、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者若しくは小規模企業者又はこれと同等と認められる者、その他特に必要と認められる者とする。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付を受けることができる事業(以下「助成対象事業」という。)は、助成対象者が京都市内において実施するおおむね1,000人規模以上の新型コロナワクチン職域接種事業、その他第1条の趣旨に沿うものとして必要と認められる事業とする。

(助成金額等)

第4条 助成金は、予算の範囲内において、審査を行い交付するものとする。

2 助成金の額は、1申請につき50万円とし、予算の範囲内において決定するものとする。

(交付の申請)

第5条 助成金の申請は、別に定める期間内に、助成金交付申請書(第1号様式)に記載された事項を、申請を行う者の使用に係る電子計算機から電子情報処理組織に記録し、提出するものとする。

(審査)

第6条 当協会は、前条に掲げる申請に関する事項に基づき、速やかに助成金の交付の可否について審査する。

(交付の決定)

第7条 当協会は、申請を受け付けた日から、15日以内に交付又は不交付を決定し、交付決定通知書(第2号様式)又は不交付決定通知書(第3号様式)を申請者のメール

アドレスに送付し、通知するものとする。

2 当協会は、交付決定通知を行う場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(中止又は廃止の届け出)

第8条 助成対象事業を中止する場合は、中止届出書（第4号様式）により届け出るものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定を受けた助成対象者は、助成対象事業完了後、別に定める期間内に、事業を実施したことが分かる資料と併せて事業実績報告書（第5号様式）を当協会に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第10条 当協会は、前条の規定により受領した事業実績報告書の内容を確認後、速やかに助成金を助成対象者に支払うものとする。

(交付額の返還請求)

第11条 助成金支払後、助成対象者の請求に不正があったと認められた場合、助成金の一部又は全額を返還するものとし、助成対象者は当協会の請求に応じ、当該額を返還しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、当協会会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月16日から施行する。

第1号様式

(公社)京都市観光協会・(公財)京都文化交流コンベンションビューロー
新型コロナワクチン職域接種実施に対する支援助成金
交付申請書

令和 年 月 日

(公社)京都市観光協会 会長 田中 誠二 殿

(公財)京都文化交流コンベンションビューロー 理事長 村田 純一 殿

郵便番号	〒
住所	
社名・団体名	印
代表者氏名	
資本金	円
従業員数	人
業種	<input type="checkbox"/> 製造・建設・運輸業、その他 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 小売業

<連絡先>

担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

以下のとおり、新型コロナワクチン職域接種を実施しますので、支援助成金の交付を申請いたします。

実施期間	
実施会場	
対象人数(予定)	
助成金申請額	金500,000円

第 2 号様式

(公社) 京都市観光協会・(公財) 京都文化交流コンベンションビューロー
新型コロナワクチン職域接種実施に対する支援助成金
交付決定通知書

様

公益社団法人 京都市観光協会
会 長 田 中 誠 二
公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー
理 事 長 村 田 純 一
(押 印 省 略)

令和 年 月 日付で申請のあった新型コロナワクチン職域接種実施に対する支援助成金について、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

交付予定額	円
備 考	
助成の条件	<ol style="list-style-type: none">1 助成金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。2 実施に当たっては、新型コロナワクチン職域接種実施に対する支援助成金交付要綱の定めを遵守してください。同要綱に違反した場合、又は当協会が助成金申請に不正があったと判断した場合は、助成金を減額し、又は交付を取り消すことがあります。3 助成対象事業を中止する場合は、当協会に所定の様式（第 4 号様式）で届け出を行ってください。

第3号様式

**(公社)京都市観光協会・(公財)京都文化交流コンベンションビューロー
新型コロナワクチン職域接種実施に対する支援助成金
不交付決定通知書**

令和 年 月 日

様

公益社団法人 京都市観光協会
会 長 田 中 誠 二
公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー
理 事 長 村 田 純 一
(押 印 省 略)

令和 年 月 日付で申請のあった新型コロナワクチン職域接種実施に対する支援助成金について、下記のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

記

助成申請額	円
不交付の理由	

第4号様式

(公社)京都市観光協会・(公財)京都文化交流コンベンションビューロー
新型コロナワクチン職域接種実施に対する支援助成金
中止届出書

令和 年 月 日

(公社)京都市観光協会 会長 田中 誠二 殿

(公財)京都文化交流コンベンションビューロー 理事長 村田 純一 殿

郵便番号	〒
住所	
社名・団体名	印
代表者氏名	

<連絡先>

担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

新型コロナワクチン職域接種実施に対する支援助成金における事業について、中止いたしますので届け出ます。

記

交付申請額 又は交付予定額	円
中止・廃止の理由	

(公社)京都市観光協会・(公財)京都文化交流コンベンションビューロー
新型コロナウイルスワクチン職域接種実施に対する支援助成金
事業報告書

令和 年 月 日

(公社)京都市観光協会 会長 田中 誠二 殿

(公財)京都文化交流コンベンションビューロー 理事長 村田 純一 殿

郵便番号	〒
住所	
社名・団体名	印
代表者氏名	

<連絡先>

担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

以下のとおり、新型コロナ職域接種を実施しましたので、支援助成金の支払いを依頼いたします。

実施期間	
実施会場	
接種人数	
交付請求額	円
振込先	金融機関名： 支店名： 支店 種別： 普通 当座 口座番号： (フリガナ) 口座名義：